

こどもたちを性暴力から守るためにできること

児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはなりません。

加えて、一部の保育士による加害行為により、児童と日々真摯に向き合い、児童が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の保育士の社会的な尊厳が毀損されることもあってはなりません。

こうしたことを踏まえ、国は、児童福祉法を改正し、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消や再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備しました。

また、この法改正を踏まえ、国は、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために基本指針を策定しました。

本資料は、国の基本指針の内容を受け、各保育所等で求められる対応等について県においてまとめたものです。今後の保育の参考にしていただければと思います。

防止のために

保育士に対する啓発

- ・園内研修
外部専門家の活用
ロールプレイ形式・ディベート形式
- ・保育の振り返り

研修のテーマの例

- ・どのような言動が性暴力になるか
- ・性暴力を防ぐためにはどうすれば良いか
- ・保育士の性加害の事例や裁判例の紹介
- ・園児から性暴力被害の開示があった時の対応

児童生徒への性暴力等防止に関する
研修用動画はこちら
(文部科学省HPより)



環境や組織体制の見直し

他の保育士の目が行き届きにくい環境となる場面を
できる限り減らしていく

取り組み例

- ・園舎内の死角を毎年度、管理職が確認
- ・園内研修を通じて全職員に共有
- ・管理職がランダムな時間に園舎内を見回り
- ・空き部屋は常に施錠する
- ・磨りガラスの窓を透明ガラスに変更する
- ・私物のスマートフォンやカメラ等の部屋への持ち込み及び保育活動への利用は、盗撮につながる可能性があるため禁止にする
- ・密室（室内が確認できない状態等）でこどもに対し1対1となることを禁止する

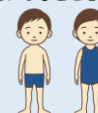
児童及び保護者に対する啓発

何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならないこと、被害児童には保護及び支援が行われること等について周知啓発に努める

生命の安全教育

- ・自分のからだを大事にするということを考えさせる
- ・自分だけの大事なところは見せたり触らせたりしてはいけないことを意識させる
- ・いやな気持ちになったら「いやだ」「やめて」「だめ」とはっきり断っていいこと、その場から離れる・逃げる
こと、安心できる大人に話すこと、を伝える

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



じぶんのからだは
じぶんだけのもので
とってもだいじなんだよ



文部科学省作成「生命の安全教育教材（幼児期）スライド教材」より抜粋

「生命の安全教育」教材等はこちら
(文部科学省HPより)



保護者への啓発

- ・保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児の活動の機会を設けたりすることを通じて、家庭との連携を十分に図り、保護者の「生命の安全教育」に関する理解が深まるよう配慮する
- ・保護者から相談が寄せられた場合は、状況に応じて専門機関の紹介を行う等、対応を事前に検討しておく

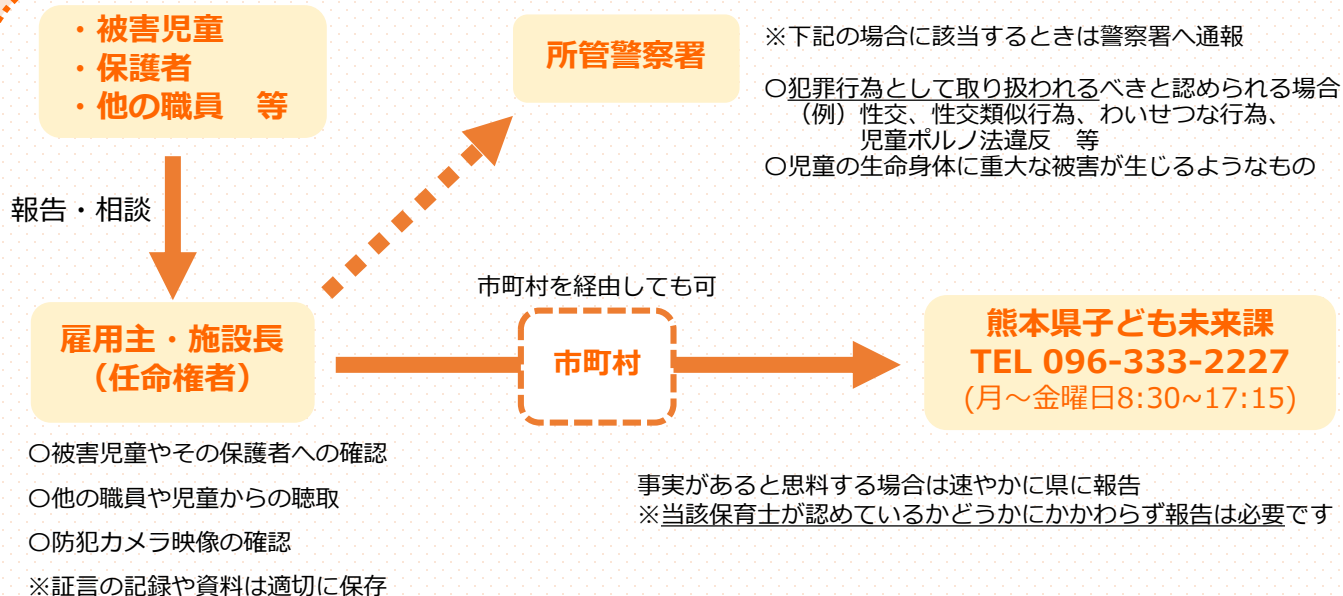
性暴力に関するパンフレット
(保護者・こどもと関わりのある大人用)
(こども家庭庁HPより)



早期発見のために

- ・保護者や保育士に対する定期的なアンケート調査や相談の実施
- ・アンケート調査を実施する際は、無記名にしたり、担任や保育所等を通さずに直接市町村へ提出することも可能にするなど、被害を受けたこどもの保護者への心情に配慮した工夫を行う

もしも児童生徒性暴力等が発生・発覚したら



被害を受けたこどもへの対応

- ・「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と繰り返し伝えましょう
- ・話を疑ったり否定したりしてはいけません
- ・話を遮らず、穏やかに聞いてください
- ・根掘り葉掘り聞きすぎず、「誰が、何を」だけ聞き、あとは専門家に任せましょう
- ・「誰にも言わないよ」などのできない約束はしないようにしましょう
- ・被害児童が加害保育士と接触しなくて済むよう必要な措置を講じてください

性暴力被害を受けた際に こどもが見せる異変

- からだ**の変化・・・頻尿、夜尿、体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）、不眠、食欲不振や過食 等
- こころ**の変化・・・ふさぎこむ、過剰に甘えようとする、集中力の欠如、情緒不安定 等
- 行動面**の変化・・・物を壊す、性的な言動や遊びをする、自分や人の性器を触る 等

相談連絡先

性暴力被害者のためのサポートセンター
「ゆあさいどくまもと」

096-386-5555 又は #8891

性犯罪被害相談電話（警察）

0120-8343-81 又は #8103

【参考資料】

- ・文部科学省作成「教育職員等による性暴力等防止に関する取組事例集-学校での性暴力から子供を守る-」
- ・文部科学省作成「『生命（いのち）の安全教育』指導の手引き」
- ・板橋区教育委員会作成「子どもへの性暴力等防止ガイドライン～わいせつ行為の根絶に向けて～」
- ・「学校で性暴力被害がおこったら 被害・加害児童生徒が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き」
- 国立研究開発法人科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）による「安全な暮らしをつくる新しい公/私空間の構築」研究開発領域で採択されたプロジェクト「トラウマへの気づきを高める“人—地域—社会”によるケアシステムの構築」の成果物
- ・文部科学省 HP より（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html）
 - ・児童生徒への性加害にどう対応するか—子供からの SOS を受けたら YouTube）
講師：後藤弘子 千葉大学大学院教授、一般社団法人「もふもふネット」代表理事
 - ・事実調査のための面接—司法面接を参考に—（YouTube）
講師：仲真紀子 理化学研究所、立命館大学教授、北海道大学名誉教授
- ・島根県健康福祉部子ども・子育て支援課作成「児童生徒性暴力等からこどもたちを守るために」